

「未利用口座管理手数料」のご案内

当金庫では、令和2年10月1日より、長期間未利用の口座が不正利用されることによる被害を防止する目的で、「未利用口座管理手数料」を導入させていただいております。

1. 未利用口座とは

(1) 該当する預金口座

2年以上、一度も「預入れ」または「払戻し」がない普通預金口座（総合口座）。

(2) 対象外となる場合

①該当口座の残高が10,000円以上である場合。

②同一店舗で、定期性預金、財形預金、投資信託、公共債、保険のお取引が、1円以上ある場合。

③同一店舗で、お借入がある場合。

常日頃から入出金や口座振替などの、お取引をいただいているお客様は対象になりません。

2. 未利用口座管理手数料

年間1,320円（税込）

※口座残高が手数料金額1,320円以下の場合、口座残高金額が手数料金額となり、口座は解約となります。不足分の請求はございません。

3. ご案内

(1) 対象口座となった場合、事前に文書にて届出の住所にご案内いたします。

(2) 「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達したものとみなします。

4. 該当口座の再開について

ご案内後、書面記載の手数料引落日前日までに、該当口座へ「入金」もしくは「出金」取引を行って下さい。（お取引後、本手数料の対象外口座となります。）

今後、ご利用する予定がない場合は、ご解約されることをお勧めします。

5. 該当口座のご解約について

該当口座のお通帳、お届け印を持参の上、該当口座作成店舗にて、ご解約手続きを行って下さい。

（手数料引落日前日までに解約いただければ、手数料はかかりません。）

※免許証、マイナンバーカード等、写真入りの本人確認書類が必要な場合もございます。

6. 該当口座から未利用口座管理手数料の引落・自動解約について

(1) ご案内後、手数料引落日前日までにお取引がない場合は、年間手数料額を当該口座から引き落しいたします。

(2) 口座残高が未利用口座管理手数料未済の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料とし、同口座を解約いたします。

(3) 口座残高以上のご負担および、自動解約後のお客様の手続きはございません。

(4) 本手数料のご返金および、解約口座の再利用はできません。

(5) 該当口座の解約後に、ご案内はございません。

以上

未利用口座管理手数料に関する Q&A

Q 1

未利用口座管理手数料が引落される口座は、どのような口座ですか？

A 1

残高が 10,000 円未満で、2 年以上お取引のない（2 年以上一度も「お預入れ」または「払戻し」がない）普通預金口座を対象としております。

なお、同一店舗で、定期性預金、財形預金、投資信託、公共債、保険のお取引もしくは、お借入が 1 円以上ある場合は対象外となります。

Q 2

口座残高が「0 円」の場合はどうなりますか？

A 2

手数料は口座残高までしか引落しにならないので、口座残高 0 円の場合は、ご案内後、一定期間（約 3 ヶ月）内に、該当口座へ「入金」取引がなければ、自動で解約となります。

口座を今後利用しない場合は、自動解約となるため手続きの必要はありません。

また、手数料の請求もありません。

Q 3

毎年、口座管理手数料がかかるの？

A 3

未利用口座管理手数料額は令和 5 年 11 月現在、年間 1,320 円（税込）です。

未利用口座管理手数料は、「残高が 1 万円未満」でお取引のない口座を対象としておりますので、口座を動かさない場合、手数料が引落しできる残高があるまでは、毎年引落しになります。

なお、途中で入出金や振入金等のお取引があった場合は、引落しが中断されます。

ただし、それまでに頂いた手数料の返金はできません。ご了承ください。

Q 4

解約になったら連絡がくるの？

A 4

該当口座の解約後の通知はありません。

ご案内文書（ハガキ）に記載された「手数料引落日」前日までに、該当口座を入出金または解約されない場合、未利用口座管理手数料を引落し、未利用口座管理手数料未満の残高になった際は、口座残高を未利用口座管理手数料として自動解約いたします。

不足分の手数料請求はありません。

なお、自動解約後の口座を復活して再利用はできません。ご了承ください。

例) 令和 5 年 11 月にご案内文書が届いた場合、令和 6 年 2 月 14 日（水）までが再利用等の期限になります。なお、入出金お取引後の当金庫への連絡は不要です。